

議案第 1 3 7 号

前橋市営墓地条例の改正について

令和 2 年 9 月 1 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市営墓地条例

前橋市営墓地条例（昭和 3 2 年前橋市条例第 4 6 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 市民の福祉の増進を図るため、本市に市営墓地を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 市営墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
亀泉霊園	前橋市亀泉町 2 4 0 番地
嶺公園墓地	前橋市嶺町 1 3 0 0 番地
嶺公園樹林墓地	前橋市嶺町 1 0 4 0 番地
嶺公園移転墓地	前橋市小坂子町 2 4 0 9 番地 1
込皆戸丸山霊園	前橋市粕川町込皆戸 2 8 6 番地

（使用許可等）

第 3 条 市営墓地を使用しようとする者は、市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 市営墓地を使用することができる者は、本市の住民であって、祭祀の主宰者とする。ただし、公共事業を施行するため墳墓を移転する場合、他の市営墓地から墳墓を移転する場合その他市長が特別の理由があると認めた場合については、この限りでない。

3 使用することができる区画は、使用しようとする者 1 人につき 1 区画とする。ただし、嶺公園樹林墓地についてはこの限りでない。

4 市長は、使用許可をするに当たっては、市営墓地の管理上必要な条件を付することができる。

5 前各項に規定するもののほか、市営墓地を使用することができる者の要件その他使用許可に関し必要な事項は、市規則で定める。

(使用期間等)

第4条 市営墓地（嶺公園樹林墓地の個別埋蔵施設（焼骨を個別に埋蔵する施設をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の使用期間は、永年とする。

2 嶺公園樹林墓地の個別埋蔵施設の使用期間は、20年とする。

3 前項の使用期間は、市長の承認を得てこれを更新することができる。この場合において、更新後の使用期間は、10年とする。

4 市長は、前2項の使用期間を経過したときは、個別埋蔵施設に埋蔵した焼骨を合同埋蔵施設（多数の焼骨を分別が不可能な状態で埋蔵する施設をいう。）に埋蔵するものとする。

(使用料)

第5条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可又は前条第3項の規定による更新の承認の際、別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 市長は、本市の住民以外の者に市営墓地を使用させる場合においては、前項に規定する使用料の倍額の使用料を徴収するものとする。ただし、公共事業を施行するため墳墓を移転する場合及び他の市営墓地から墳墓を移転する場合は、この限りでない。

(管理料)

第6条 使用者（嶺公園樹林墓地に係る者を除く。）は、管理に要する経費として、毎年8月末日までに、当該年度分の別表に定める管理料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中で使用許可を受けた場合にあっては、その管理料は、当該使用許可の日の属する月から月割（10円未満の端数は切り捨てる。）により徴収するものとし、使用者は使用許可の際、これを納付しなければならない。

(使用料及び管理料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めたものについては、使用料又は管理料を減額し、又は免除することができる。

(使用料及び管理料の不還付)

第8条 納付した使用料及び管理料は、還付しない。ただし、使用許可を受けた日から3年以内に未使用の市営墓地を返還したときは、当該使用料の2分の1に相当する額を還付する。

2 前項ただし書の場合において、未納の管理料があるときは、還付金はこれに充当する。

(焼骨の返還)

第9条 嶺公園樹林墓地に埋蔵された焼骨は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用権の承継等)

第10条 使用権(使用許可を受け、又は次項の規定による承認を得て市営墓地を使用する権利をいう。以下この条において同じ。)を承継できる者は、その墓地の祭祀の主宰者に限るものとする。

2 前項の規定により使用権を承継したときは、14日以内に市長に届け出て承認を得なければならない。

3 使用権は、これを譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) 使用許可を受けた目的以外に使用したとき。

(2) 使用許可を受けた後、正当な理由がなく3年以上使用しないとき。

(3) 前条第3項の規定に違反したとき。

(4) 住所不明となって7年を経過したとき。

(5) 使用者である法人が解散したとき。

(6) 正当な理由がなく3年以上管理料を納めないとき。

(7) 第3条第4項の規定による使用許可の条件に違反したとき。

(8) その他市営墓地の管理上支障があると認められるとき。

(使用場所の返還等)

第12条 使用者は、市営墓地を使用する必要がなくなったときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 使用者は、前項の規定により届出を行ったときは、当該墓地を原状に回復して、返還しなければならない。前条の規定により使用許可を取り消されたときも、同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、現状のまま返還することができる。

4 市長は、使用者が第2項の措置を行わなかったときは、自ら当該墓地を原状に回復して、その費用を使用者から徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その費用を徴収しないことができる。

(使用場所の変更又は移転命令)

第13条 市長は、市営墓地の管理その他事業執行上必要があると認めるときは、使用場所について改葬又は所在物件の移転をさせることができる。この場合において、市長は、使用者に対しその旨を予告するものとする。

2 市長は、前項の規定による改葬又は移転によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(公園条例の準用)

第14条 市営墓地の管理については、この条例に定めるもののほか、前橋市公園条例（昭和39年前橋市条例第52号）第4条及び第5条の規定を準用する。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 前橋市嶺公園墓地条例（昭和55年前橋市条例第43号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の日前に次に掲げる条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
  - (1) 前橋市営墓地条例（昭和32年前橋市条例第46号）
  - (2) 前橋市嶺公園墓地条例（昭和55年前橋市条例第43号）

別表（第5条、第6条関係）

1 亀泉霊園

区分	面積（㎡）	使用料（円）	管理料（円）
1号地	1.84	102,000	990
2号地	2.75	152,000	1,480
3号地	4.13	229,000	2,220
4号地	5.00	300,000	2,690
5号地	6.20	372,000	3,340
6号地	6.25	375,000	3,360
7号地	7.50	495,000	4,040
8号地	9.00	594,000	4,850
9号地	9.18	605,000	4,940
10号地	13.22	991,000	7,120
11号地	16.53	1,239,000	8,900
12号地	2.40	133,000	1,290
13号地	18.00	1,350,000	9,700
14号地	36.00	2,700,000	19,400
15号地	6.00	360,000	3,230
16号地	6.60	396,000	3,550

17号地	8.82	582,000	4,750
18号地	10.92	720,000	5,880

## 2 嶺公園墓地

区分	面積 (㎡)	使用料 (円)	管理料 (円)
A型地	5.00	300,000	3,300
B型地	7.50	495,000	4,950
C型地	12.00	900,000	7,920
芝生地	4.50	250,000	2,970

## 3 嶺公園樹林墓地

区分	埋蔵形態	使用期間	使用料 (円)
A型地	個別埋蔵 (1~2人用)	20年	230,000
B型地	個別埋蔵 (3人用)	20年	350,000
C型地	合同埋蔵	永年	50,000
A型地 (更新)	個別埋蔵 (1~2人用)	10年	50,000
B型地 (更新)	個別埋蔵 (3人用)	10年	80,000

## 4 嶺公園移転墓地

区分	面積 (㎡)	使用料 (円)	管理料 (円)
1号地	1.47	81,000	790
2号地	2.94	163,000	1,580
3号地	4.41	245,000	2,370
4号地	5.88	352,000	3,160
5号地	7.35	441,000	3,960
6号地	8.82	582,000	4,750
7号地	10.29	679,000	5,540
8号地	11.76	776,000	6,330
9号地	13.22	991,000	7,120
10号地	14.69	1,101,000	7,910
11号地	17.63	1,322,000	9,500
12号地	26.44	1,983,000	14,250
13号地	37.23	2,792,000	20,060
14号地	41.28	3,096,000	22,240
15号地	20.00	1,500,000	10,780

16号地	21.30	1,597,000	11,480
17号地	146.00	10,950,000	78,690
18号地	50.00	3,750,000	26,950
19号地	2.30	200,000	1,510
A型地	5.00	300,000	3,300

5 込皆戸丸山靈園

区分	面積 (㎡)	使用料 (円)	管理料 (円)
全区画	12.00	150,000	1,050